

埼玉県福祉のまちづくり条例 設計ガイドブック

～ 道 路 ～

令和3年7月
埼 玉 県



埼玉県マスコット「コバトン」

目次

ガイドブックご利用上の注意

ガイドブックの構成

道路の整備基準の解説

1	歩道等	01
2	横断歩道（交差点）	05
3	案内標識	06

▶▶ ガイドブックご利用上の注意

このガイドブックは埼玉県福祉のまちづくり条例の整備基準を解説しています。
(整備基準は埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則で規定されています。)
ご利用にあたっては下記の事項についてご注意ください。

○法令、条例の名称は紙面の都合上省略しています。

- ・福祉のまちづくり条例：埼玉県福祉のまちづくり条例
- ・令：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（バリアフリー法施行令）
- ・バリアフリー条例：埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（埼玉県バリアフリー条例：）

○設計にあたってご配慮ください。

- ・どのような利用者が利用する施設であるかを想定し、必要に応じて利用される方のニーズを聞き、設計を行ってください。

○ホームページ情報

- ・このガイドブックはバリアフリー法令の改正等に合わせ随時更新します。ホームページの更新日をご確認いただき、最新のものをご利用ください。
- ・随時更新のため、冊子は発行していません。画面上でご確認いただくか、印刷してご利用ください。

≫ ガイドブックの構成

《基本的考え方》

整備の目的を掲載しています。

《整備項目》

- ・表の左の列は整備する箇所です。
- ・表の中央の列は整備基準となります。
- ・表の右の列は根拠（施行規則等の番号）になります。

《標準的な整備（整備基準の解説）》

- ・各整備基準がどのような目的かを解説しています。
- ・解説を参考に、効果のある設計としてください。

《望ましい整備》

- ・利用者によっては整備が望まれるものを掲載しています。
- ・利用者を想定して整備を検討してください。

《解説図》

- ・整備項目等を絵や図、写真を用いて説明しています。
 - ・標準的な整備は整備項目を審査するうえで判断の基本となる基準や寸法です。
-

《凡例》

整備項目の前に掲載されている記号は下記のとおりです

●福祉のまちづくり条例

埼玉県福祉のまちづくり条例を審査するうえで、判断の基本となる基準や寸法等

○標準的な整備

社会的な変化や利用者の要請に合わせた整備内容のうち標準的な整備内容で、積極的に整備を行うことが求められるもの。

◇望ましい整備

標準的な整備内容より、さらに円滑な移動等を実現するための移動等円滑化や、利用者の利便性・快適性への配慮を行った内容のもの。

1 歩道等

《基本的考え方》

- ・歩道と車道は、縁石、柵等により分離する。
- ・やむを得ない理由で、歩道が設けられない場合には、路肩等を平たんにするなど歩行者が安全かつ円滑に道路を利用できるよう配慮する。
- ・歩道上に設けられている植樹帯、ベンチ、案内看板、電柱、公衆電話ボックス等は、歩行経路にはみ出さないように設ける。
- ・商品や置き看板を歩道上に配置するなど、歩行者の円滑な通行を妨げるような行為を行ってはならない。
- ・自転車の放置行為等、車椅子使用者や視覚障害者の安全な通行を妨げるような行為を行ってはならない。

	歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）を設ける場合においては、次に定める構造とすること。	イ 歩道等
幅員（歩道）	（１）歩道の有効幅員は、2 m以上とすること。	イ 歩道等（１）
幅員（自転車歩行者道）	（２）自転車歩行者道の有効幅員は、3 m以上とすること。	イ 歩道等（２）
舗装面の仕上げ	（３）表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんで水はけの良いものとする。ただし、道路の構造その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	イ 歩道等（３）
すりつけ勾配	（４）歩道等の巻込部及び横断歩道箇所における歩道等の切下げ部のすりつけは、5 %（地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合にあっては、8 %）以下の勾配とすること。	イ 歩道等（４）
横断勾配	（５）歩道等の横断勾配は、車両乗り入れ部を除き1 %（道路の構造、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合にあっては、2 %）以下とすること。	イ 歩道等（５）
横断歩道に接続する歩道縁端部の構造	（６）横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道の部分より高くするものとし、当該縁端と当該車道の部分との段差は、2cmを標準とすること。	イ 歩道等（６）
車椅子の回転部分	（７）横断歩道に接続する歩道等の部分には、車椅子使用者が円滑に転回できるよう平たんな部分を設けること。	イ 歩道等（７）
歩車道分離	（８）歩道等と車道とは、工作物により明確に分離すること。	イ 歩道等（８）
排水溝	（９）排水溝に溝蓋を設ける場合においては、当該溝蓋は、杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。	イ 歩道等（９）
視覚障害者誘導用ブロック	（１０）国又は地方公共団体の庁舎その他の公共的施設と最寄りの鉄道の駅又は軌道若しくはバスの停留所とを結ぶ歩道その他視覚障害者が利用することが多い歩道には、視覚障害者を誘導するための線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を敷設するよう努めること。	イ 歩道等（１０）

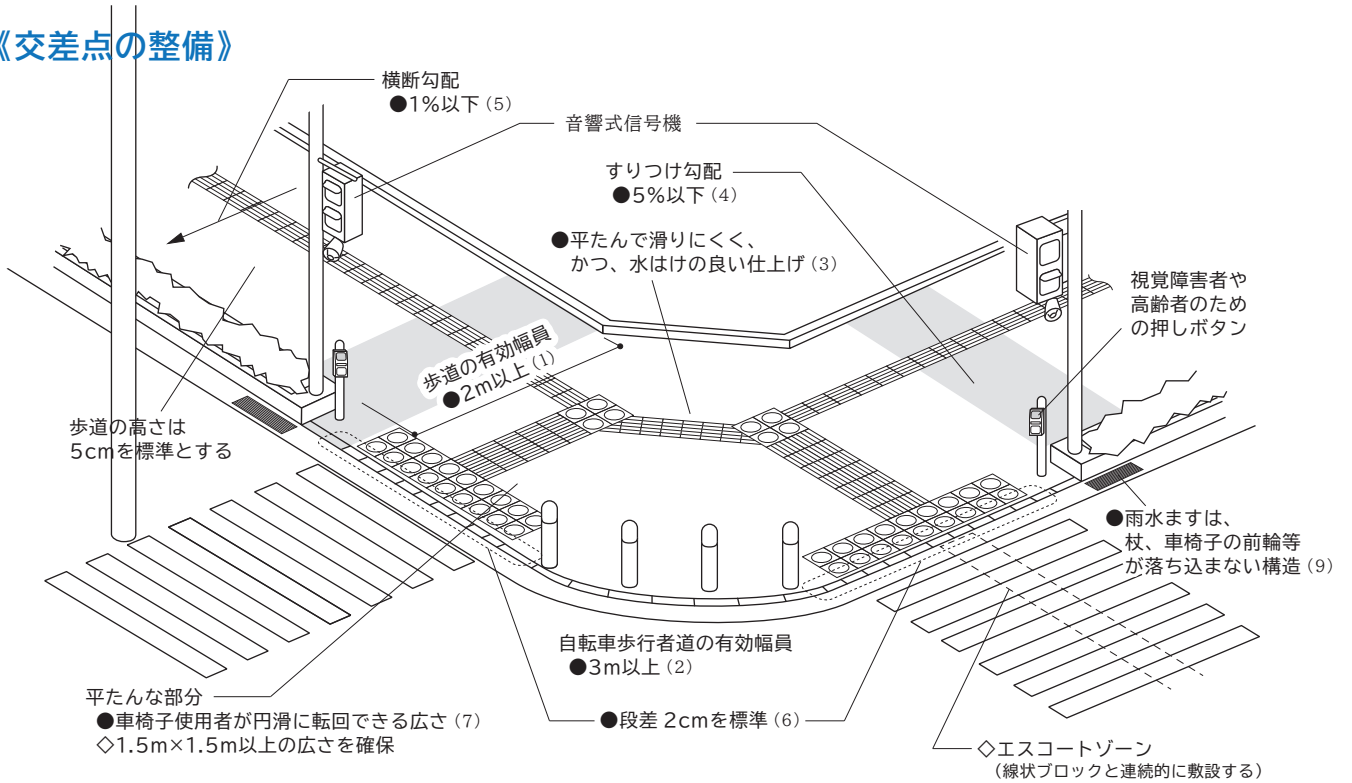
《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【幅員（歩道）】電柱等は、歩行者等の通行に支障のないように設ける。
- 【幅員（自転車歩行者道）】歩車を分離する。
- 【舗装面の仕上げ】インターロッキングブロック等による舗装を行う場合は、ブロックとブロックの目地等による段差が小さくなるよう配慮する。
- 【舗装面の仕上げ】占用物件、マンホール等による段差、占用工事後の舗装の不具合などにより、平坦性が損なわれないよう配慮する。
- 【横断勾配】すりつけ勾配のある部分では、原則として横断勾配は設けない。
- 【車椅子の転回部分】「平坦な部分」とは、信号待ちの待機や転回等のため、車椅子使用者が安全に利用できる部分をいう。
- 【車椅子の転回部分】平坦な部分に水が溜まらない排水ます等の位置に配慮する。
- 【排水溝】排水溝は、細目タイプの蓋等を使用する。
- 【視覚障害者誘導用のブロック】「線状ブロック等」とは視覚障害者の誘導を行うために路面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の路面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。
- 【視覚障害者誘導用のブロック】「点状ブロック等」とは視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために路面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起がもうけられており、かつ、周囲の路面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。
- 【視覚障害者誘導用のブロック】形状等は、JIS T 9251 に準ずる。
- 【視覚障害者誘導用のブロック】色は、黄色を原則とする。
- 【視覚障害者誘導用のブロック】弱視者等が認識しやすいように、歩道の仕上げ材料との間で輝度比(2.0 以上)、明度差 5 を確保する。

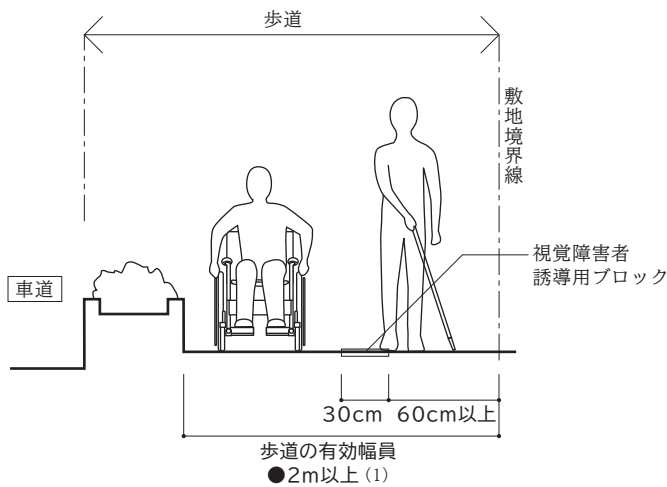
《望ましい整備》

- ◇【車椅子の回転部分】平坦な部分は、車椅子の円滑な回転ができるよう、1.5×1.5m 以上の広さを確保する。
- ◇【視覚障害者誘導用ブロック】踏切遮断機前面の歩道面に、点状ブロック等を敷設する。
- ◇【エスコートゾーン】視覚障害者の利用頻度が高い施設の周辺にある横断歩道には、視覚障害者の安全な歩行を確保するため、エスコートゾーン（横断歩道上に視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列）を設ける。

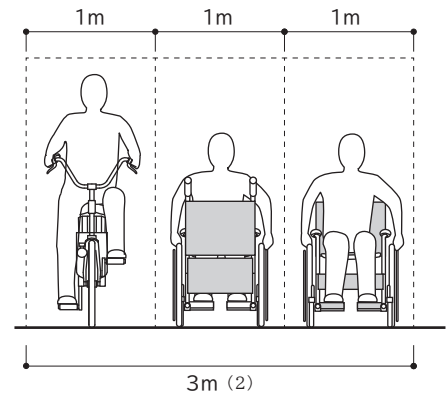
《交差点の整備》



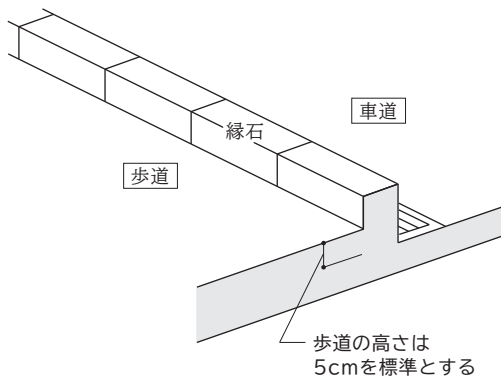
《歩道の有効幅員と視覚障害者誘導用ブロックの敷設位置（利用者の多い施設付近）》



《自転車歩行者道の幅員の考え方》



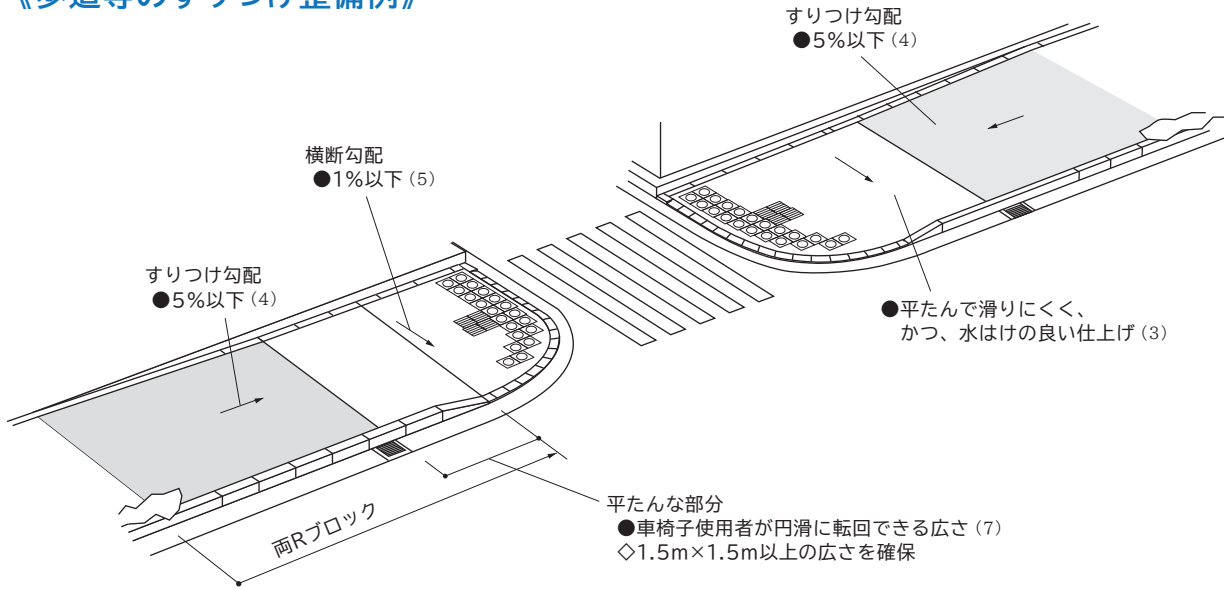
《セミフラット方式》



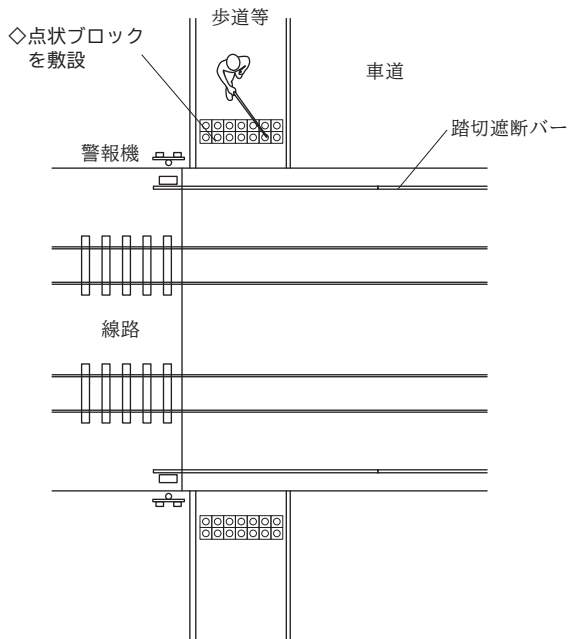
▶▶ コラム ▶▶

- ・歩道上に設けられるポール、案内標識、看板等は歩道の建築限界 (h=2.5m) に十分注意する。
- ・歩道に設ける電柱や植栽、看板、ベンチ等は視覚障害者の通行に支障がないよう十分注意する。

《歩道等のすりつけ整備例》

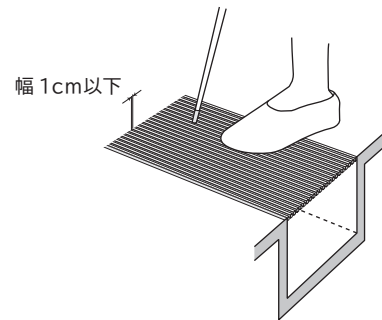


《踏切の例》



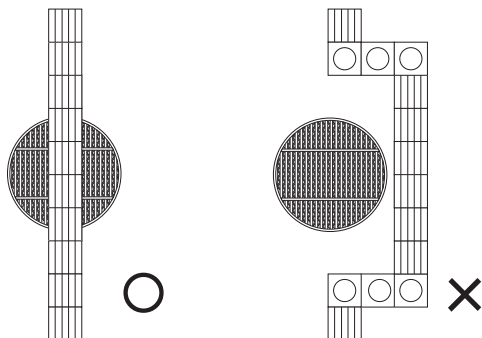
《排水溝の溝蓋の例》

- 排水溝（ます）を設ける場合は、車椅子の前輪や白杖等が落ち込まない構造とする。(9)



▶▶ コラム ▶▶

視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法の良い例 (○) と悪い例 (×)



- ・歩道にマンホールの蓋等があり、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設するときは、直線敷設ができるよう十分検討する。

2 横断歩道（交差点）

《基本的考え方》

- ・横断歩道は十分な幅員とする。
- ・中央分離帯と横断歩道部分の車道は同一の高さですりつける。
- ・点状ブロックは、中央分離帯部分にも敷設する。
- ・交差点の横断歩道に敷設する視覚障害者誘導用ブロックは、必要以上に交差点側に接近させないことが望ましい。

横断歩道	横断歩道においては、中央分離帯と車道とを同一の高さですりつけること。	□ 横断歩道
------	------------------------------------	--------

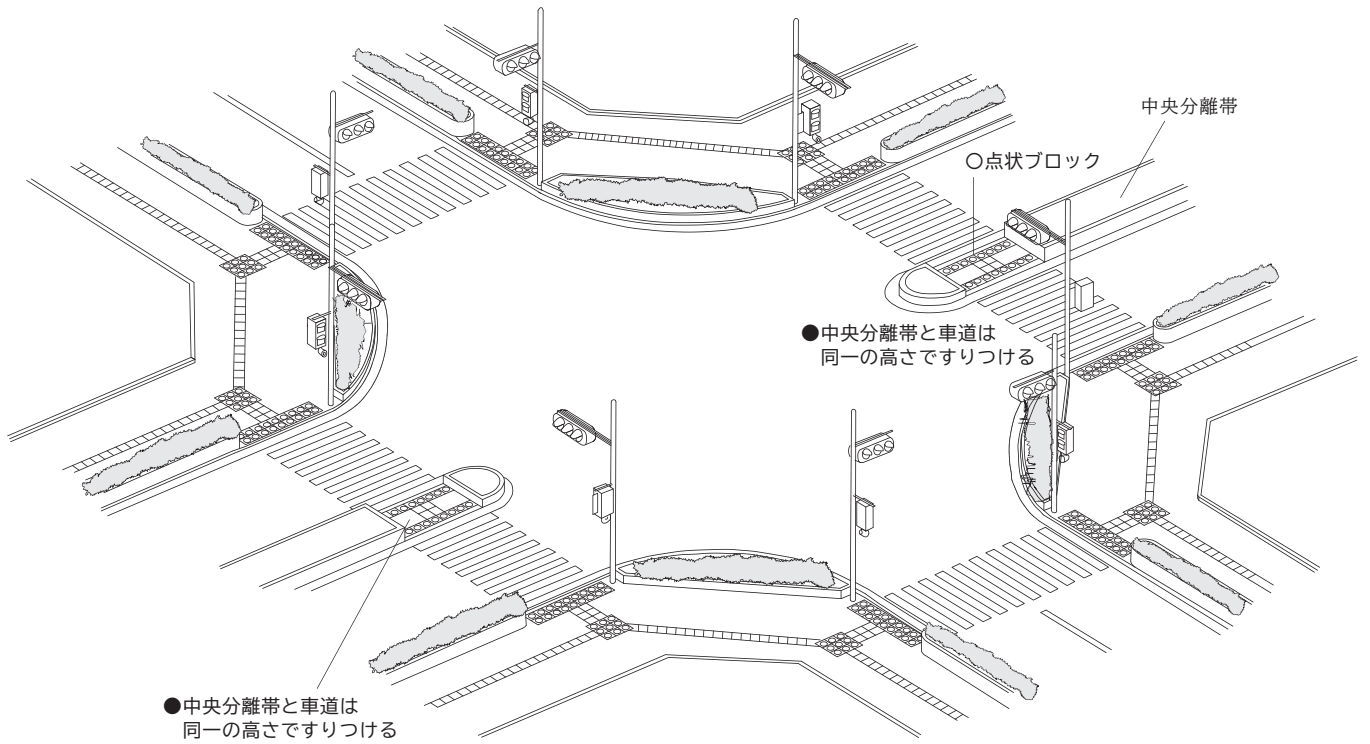
《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 横断歩道の中央分離帯部分には点状ブロックを適切に敷設する。
- 歩行者等の横断の安全を確保するために分離帯で滞留させる必要がある場合には、その段差は2cmを標準とする。

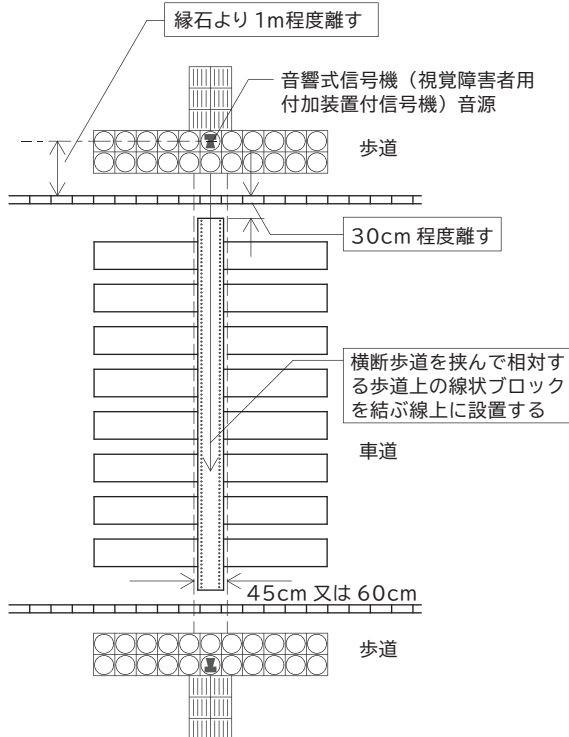
《望ましい整備》

- ◇道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性の向上を図るため、横断歩道上に視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列（以下「エスコートゾーン」という。）を設置する。
- ◇エスコートゾーンは、以下の場所に優先的に設置する。
 - ・視覚障害者の利用頻度が高い施設の周辺で、視覚障害者の需要が見込まれる横断歩道
 - ・バリアフリー法における重点整備地区内の主要な生活関連経路に係る横断歩道

《中央分離帯》



《エスコートゾーンの設置図》



設置方法

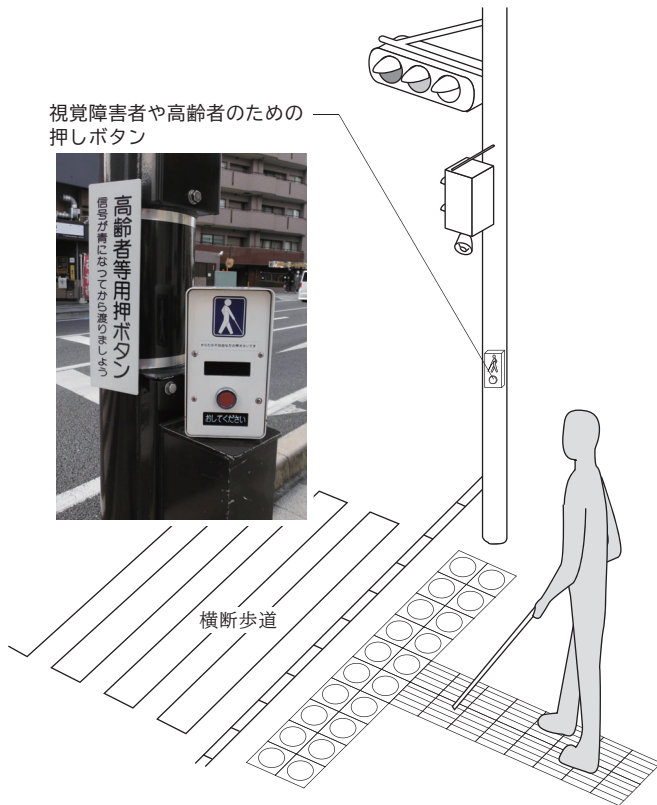
- (1) 横断歩道の中央付近で直線状に連続して設置すること。
- (2) 末端を歩道の縁石端から30cm程度離すこと。
- (3) 幅は、45cm又は60cmとすること。

出典：東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル
平成31年(2019年)3月改訂版 293ページ【図3.2】

《エスコートゾーンの設置例》



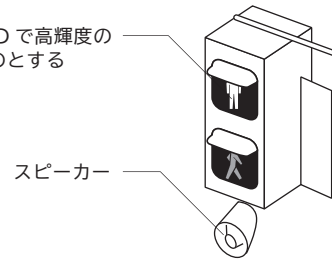
《横断歩道》



《視覚障害者用音響式信号機》

LEDで高輝度のものとする

スピーカー



▶▶ コラム ▶▶

- ・音響式信号機は、原則として東西方向を「カッコー」、南北方向を「ピヨピヨ」で設定している。

▶▶ スマートフォンアプリ「信GO! ～歩行者等支援アプリケーション～」 ▶▶

(無償、誰でも利用可能。)

- ・高度化 PICS が設置されている信号機に近づくと、交差点名称や歩行者用信号機の色をスマートフォンを介して音声や振動で伝達します。
- ・視覚障害者の方が、手元で信号機の色を画面や音声で確認できるほか、信号機の色が変わるタイミングでスマートフォンが振動することで、より信号を渡りやすくなります。
- ・8段ブロックの表示により、手元で信号機の色が変わるタイミングを確認することができるため、高齢者等の「渡り損ね」の事故を防ぐことができます。また、歩行者用信号機の青信号延長機能が整備された交差点では、手元の画面の長押しや音声入力で次の歩行者用信号機の青信号の時間を延長することができます。

(2021年2月現在、埼玉県内では、県庁第二庁舎入口交差点に設置されています。)



▲スマートフォンの画面

3 案内標識

《基本的考え方》

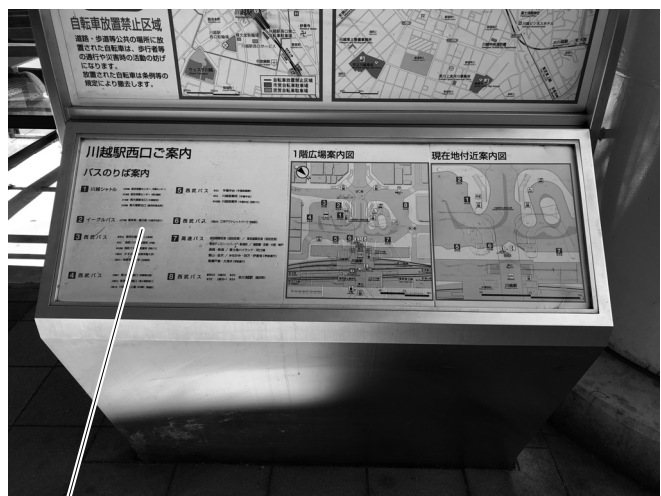
- ・歩道上に設置する案内標識は、歩行者、特に視覚障害者や車椅子使用者の通行に十分配慮する。
- ・案内標識は駅前広場など多くの人が利用する場では、視覚障害者や児童などにも分かりやすい音声および視覚情報を併設する。

案内標識	(1) 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、国又は地方公共団体の庁舎その他の公共的施設及びエレベーターその他の移動の円滑化のために必要な施設の案内標識を設けること。	ハ 案内標識 (1)
視覚障害者対応	(2) (1) に定める案内標識には、必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。	ハ 案内標識 (2)

《望ましい整備》

- ◇高齢者、障害者等が利用しやすく見やすい位置に、エレベーター、エスカレーター、傾斜路、乗合自動車停留所及び便所を表示する案内標識を設置する。
- ◇案内方式板を支える支柱は、視覚障害者の衝突を防止するため、構造や位置に十分配慮する。
- ◇案内標識や地図等を設ける場合は、文字の大きさ、表示内容等見やすく、分かりやすいものとし、適宜かなや英文表記、図記号等による標示を行う。

《駅前広場の案内板の例》



●点字により視覚障害者を案内する設備

【引用・参考文献】

高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

- ・編集：国土交通省
- ・平成 29 年 3 月

公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン

(バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編)

- ・編集：国土交通省
- ・平成 30 年 7 月

都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】

- ・編集：国土交通省
- ・平成 24 年 3 月

埼玉県福祉のまちづくり条例 設計ガイドブック

- ・編集：埼玉県
- ・平成 17 年 3 月

東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル

- ・編集：東京都
- ・平成 31 年(2019 年) 3 月改訂版

バリアフリー法逐条解説 2006 (建築物) 第 4 版

- ・編集：日本建築行政会議
- ・平成 29 年 3 月

【アドバイザー】

高橋儀平(東洋大学名誉教授)

埼玉県福祉のまちづくり条例 設計ガイドブック

令和 3 年 7 月発行

【編集・発行】埼玉県 福祉部 福祉政策課

電話：048-830-3223

FAX：048-830-4801